

お子様の病気の際の注意事項

伝染性の病気の場合の登園について

園においては、お子さんが伝染性の病気にかかった場合、学校保健安全法により、周囲の子どもたちへ感染するおそれがある期間は登園停止となっています。

必ず医療機関の診断及び治療を受けられ、書類(診断書及び証明書・又は登園届)を提出してから登園させてください。なお、出席停止になった期間は、欠席とはなりません。

1	百日咳	5	水痘(みずぼうそう)	9	腸管出血性大腸菌感染症 O-157 O-26, O-111 O-128	14	腸チフス
2	麻疹(はしか)	6	咽頭結膜熱(プール熱)	10	流行性角結膜炎(はやり目)	15	パラチフス
3	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	7	結核	11	急性出血性結膜炎	16	*ツツガ虫病
4	風しん	8	髄膜炎菌性髄膜炎	12	コレラ	13	細菌性赤痢

*(1~16)の病名の場合、医療機関で診断書及び証明書を作成して頂き園に提出して頂きます。

※用紙は園にあります(*16 除く)、医療機関にて作成料として通常有料となります。

17	インフルエンザ	23	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	28	B型肝炎
18	溶連菌感染症			29	ヘルペス口内炎
19	手足口病	24	帯状疱疹	30	伝染性膿痂疹(とびひ)
20	伝染性紅斑症(リンゴ病)	25	突発性発疹	31	伝染性軟属腫(ミズイボ)
21	マイコプラズマ感染症	26	RSウイルス感染症	32	アタマジラミ
22	ヘルパンギーナ	27	A型肝炎		

*(17~32)の場合、医療機関の診断を受けた後、その結果を書類(登園届)に保護者で記入し提出して頂く事ができます。※登園届の用紙はインフルエンザ・その他の2種類園にあります。(無料)

***いずれの場合も医療機関で受診して頂く事が必要です。お間違いの無いようお願い致します。**

園児に対しての薬の扱いについて

園では原則として薬の使用はできませんが、厚生労働省が中心となり検討された指針があります。その検討結果に基づいて当園も対応をしますので、下記のことにご注意いただきご協力をお願いします。

1. お子さんの薬は、本来保護者が来園して投薬していただくのが原則ですが、保護者がやむを得ない理由で来園できない場合は、保護者と園側で話し合いの上、保育者が保護者に代わって投薬をすることがあります。この場合は万全を期すため保護者が『与薬依頼書』に必要事項を記入して、薬に添付して保育者に必ず手渡してください。
2. 主治医の診察の折に、園では原則として薬の使用ができないこと、お子さんが園に在園している時間を医師にお伝え頂き、投薬は朝・夕2回(家庭において投薬)で対応できないかを相談してみてください。
3. 薬はお子さんを診察した医師が処方し、調剤したもの、或いはその医師の処方により薬局で処方したものに限りです。
4. 保護者の個人的な判断で持参した薬は、園としては対応できませんのでご了承ください。
5. 座薬の使用は原則として行いません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」「発作が起きたら…」等、保育者に委ねられましても症状を判断して投薬をすることができませんのでご了承ください。
7. 慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等、治療に期間を要する病気)の日常における投薬や処置については、主治医等の医師の指示に従うとともに、相互の連携が必要であると思いますので、詳しくお知らせください。
8. 持参した薬について(保育者に手渡しされた薬)
 - ① 医師が処方した薬には必ず園から『与薬依頼書』を受け取り記載し、使用日毎に添付して保育者に必ず手渡してください。
 - ② 使用する薬は当日分のみ(1回分)に分けてご用意ください。
 - ③ 薬の袋や容器には必ずお子さんの名前を記載してください。
9. 「薬の与薬依頼書」は園にあります。使用日ごとに提出が必要ですので、よろしくようお願い致します。